

生涯学習市民センターに指定管理者制度を導入させる条例改正についての6月16日の総務常任委員会での私、野口光男の質問とそれに対する答弁、そして、私の見解をまとめてみました。

結論はまとめてみると

生涯学習市民センターの利用者にとっていいことは一つもない

市民協働ができなくなる。

公民館廃止の時約束した市民の幅広い文化・学習活動を発展させることはできない

施設利用者の安全確保ができないなどです。ぜひ、ご一読ください

Q これまで部屋の申し込みも2階の事務所でできたわけですが、今度は1階の総合窓口でその部屋の申し込みや鍵の受け渡しは行くと、そして具体的な部屋の対応は2階でやるというふうになれば、これ、サービス後退になるんじゃないんでしょうか。利用者にとっては大変不便になる

市 総合窓口を設置するなど、図書館と生涯学習市民センターの複合施設全体としての利用者サービス向上を目指し、具体的には仕様書等で定めていく。

野口見解 質問に答えられていません。1階で鍵を借りて上の集会室に行って、備品が必要だったら2階の事務所で1回で済んでいます。活動中に次回の部屋の申し込み、空き状況を見るのも1階まで下りなければならぬ。何より、図書館のカウンターという静かなところで、スタッフと利用者が部屋の貸出、調整、苦情対応などさせるといふ市の感覚を疑います。

Q 指定管理者に何をしてもらうのか

市 具体的には、生涯学習市民センターだよりの発行、サークル紹介、市民との協働事業の実施、印刷室等の開放、日本語・多文化共生教室よみかき等が上げられます。

Q 指定管理者事業者が事業収入を得るために、事業、独自事業を実施できるのか、企画、実施できるのか

市 現在作成中の仕様書等で具体的に定めていく予定

野口見解 指定管理者に何をしてもらうかは仕様書に個々指示する。という事は、臨機応変にスタッフが判断してできるかが問題です。

Q 2階のロビーで備品等の貸し出しも、また印刷機器の管理もやっていたわけですが、これも、こういうことはこれまでどおり、例えば消耗品の販売等も2階の事務室で対応していくのか

市 現行どおりとしていく予定

Q センターにはたくさんの部屋があるわけですが、そこで活動している団体の方々がそのたびに重い荷物を持ってくるのは大変だということで、団体ロッカーの貸し出しなどもしていますし、備品なども預かっています。また、ホールなどの照明、音響、こういうものについても使えないという中では職員がこれまで具体的にこの使い方を指導していたわけですが、このような対応というのは2階の事務所でやるのか、それとも1階の総合窓口でやるのか

市 これまでと同様、利用の手引き等に基づき、適切に対応してまいります。対応については、仕様書等に基づき、主に2階事務所のスタッフが行っていく予定

Q 牧野公民館などでは、児童館を建設してほしいという地域の皆さんの要望を受けて、児童館的な要素も果たしていくということだったわけですが、このような児童館的な機能は今後も果たしていくのか、また、サダ□も同様にこのような児童館的な機能を持っているわけですが、児童室やプレールームの取り扱いや、また青少年の対応について、どのように考えているのか、教育的な対応をこれまでどおりしていくのか

市 これまでと同様、両施設の2階ロビー等を常時、利用者に開放するとともに、サダの児童室や牧野のプレールームの開放についても継続してまいります。専門職員の配置については生涯学習や地域活動等の経験があるなど、生涯学習専門のスタッフの配置を求めていく予定でございます。青少

年の対応についてはこれまでと同様、適切に対応していく。

**野口見解** 2 F 事務所職員がこれだけの対応、今と同じ業務をするという事は重要です。これだけのことをしようと思えば常時4人以上、現状と同様の体制が必要です。

Q どのような職員を配置するのか  
市 各生涯学習センターにサポートスタッフA、Bという形で配置をしている。このサポートスタッフは、生涯学習や地域活動の経験がある、または市民の活動を支援しコーディネートする意欲のある人、こういったことを募集の要件としている。指定管理導入に当たって、そういった人材を配置、人材の配置を求めている

**野口見解** どのような身分のスタッフなのか、常駐か、正規化非正規か、アルバイトか、この身分については市が指定はしません。指定管理者に任せられます。これが問題です。毎日違うスタッフでは利用者が困ります。活動委員も打ち合わせの継続性が保てません。

Q 指定管理事業者が新たな市民協働の事業をしていくことがあるのか

市 活動委員会事業などの市民協働の事業については、今後も継続していく。

Q 例えば市民の人たちが来られて、こういう事業を実施してほしいというふうに言ってくることもよく、多々あるわけですがけれども、そういうことから市民協働事業というのは先ほどの多文化共生・日本語よみかきとか、そういうようなやつはスタートしているわけですがけれども、今後もそういう指定管理事業者さんと利用者の人たちがこういう新たな市民協働の事業をやることもあるのか

市 市民協働事業については活動委員会事業というものを想定している。これにつきましては、現場の指定管理者のスタッフも活動委員会の一員としてこれまでと同じように、職員と同じような形で参画する。それにプラス、加えて、生涯学習課の職員も活動委員会担当職員を生涯学習課の方に配置をしてかわっていく。

委員お示しのそれ以外の個々の市民の方、利用者等との協働ということでございますけれども、それについてはこれまでと同様、現時点において想定していない。

Q これまでと同様というのは若干誤解がある。今も職員の方が市民の話を聞いて、それを活動委員会につなげて事業を実施しているわけですね。ですから、活動委員会の人だけと事業をしているわけではないということなんです。ですから、これまでは市民と利用者職員がいろいろな現場で話をすることによって、できたけれども、今度はそこに協働事業という名目になれば、必ず、生涯学習課の職員が入ることになるのでしょうか。先ほどの説明では、例えば公民館祭りとか活動委員会の事業には生涯学習課の職員が行きますという答弁をしていたんですけれども、例えば1館とか2館だったらいいけれども、これ、例えば6館までしていったら、例えば公民館祭りなんかは6月に集中したりしますし、そういうふうになれば、それぞれにもう生涯学習課の職員が行くというようなことになれば、そんな対応は本当にできるのでしょうか。そういう意味では、現場を職員がそういう形で市民協働の事業ができないということになれば、具体的には市民協働事業にも大きな障害が出る

市 れまでと同じように、職員と同じ役割を指定管理者のスタッフに担っていただくということを想定しておりますので、委員お示しのように、一つ詳細な、具体的な話になりますけれども、例えばその窓口の中でこういった事業をしたいということはその職員、スタッフが受けましたら、活動委員会の一員でもございますので、そういった会議の場で意見を申し添えていく、これについては、これまでと同じような形で協働事業を実施、展開していく

**野口見解** 基本は今と同じことをするという事です。しかし、指定管理者の限界はその場での裁量ができないという事です。仕様書以外のことできないということです。今までは、市民と職員の会話の中で企画の種を育んできたきたが、それができるか、指定管理者のスタッフが各館との調整がで

きるか、他館から備品を借りれるか、その備品を使えるのかなど、確認が必要です。

Q 指定管理者のスタッフも聞いていたら、いろいろな仕事しなければならぬということで、職員体制を聞いても、多分、それは仕様書でいいますというふうになるので、もう聞くのをやめますけれども、例えば、今、現行の印刷室とかある2階の事務所、そして2階、3階部分と1階の図書館部分、こういう建物内の施設の維持管理、これは一体どこが責任を持っていくのかと、例えば駐車場の管理や建物の外回り、これは一体誰がするのか、例えば指定管理事業者が警備会社に委託することもあるのか。

市 現在作成中の仕様書等で具体的に定めていく

Q 施設管理のそのすみ分けについて、市の担当窓口はどうなるのか、一本化するのか、それとも1階が教育委員会、2・3階が地域振興部生涯学習課になるのか

市 市の担当窓口はそれぞれの施設の担当部署が窓口となります。生涯学習市民センターの対応窓口は1階の方に総合窓口を置きます。それと、2階の方にそういったスタッフの配置も想定しておりますけれども、図書館とのことを含めまして、指揮命令系統が一元化され、両施設間における柔軟な職員配置、指定管理共通事務の一体的な実施、こういったことを行えるような形で仕様書等の作成していく。

野口見解 1階の図書館の所管は教育委員会です。事故などの責任は教育委員会が負います。2・3階は市長部局です。一元管理になっていません。問題なのは指定管理事業者は一つなのに、指定管理者が1階と2・3階で相談する市の担当が違うことです。ますます対応に時間がかかります。元の公民館だったら同じ教育委員会だったのに皮肉な結果になっています。

Q 複合館の建物の総合事務所というのは今どこかということ、2階の事務所になっているわけですね。ですから、施設の管理はすべて2階でできるようになっているわけです。例えば、火災が発生した場合、ベル

が発報しますけれども、そのベルがどこで鳴っているかというのは1階ではわからないんですね。2階の事務所でしかわからないというふうになれば、1階に総合窓口なんかを持って行って、1階の方が職員はたくさんいるわけですね。ところが、2階の職員というのは、1人以上は置くというふうに理解しているんですけども、とてもじゃないけれども、そういう緊急時には対応できなんじゃないか。総合窓口を1階に置くということ自身が間違いだ

市 今回の指定管理者制度導入の目的でもあります複合施設としての利用者サービスの向上ということで1階に総合窓口を設置する

Q 1階にすべての建物の中の施設管理ができるような改修工事をするというつもりはあるかどうか

市 総合監視盤等を入れ替えるとか、そういったことを現時点において想定しているといない。

意見 総合窓口を1階に持っていくなんていうのはとんでもない話だと、市民の、やっぱり安全も、やっぱり守ることができないというふうに思うわけです。そういう意味では、ぜひこれは、1階に総合窓口を持っていくと、で、2階にはもうわずかな職員しか対応できないということになれば、やはりその事業者の安全管理もできないということで、ぜひこれは再考を、考え直していただきたいということで、意見として申し上げておきたい

野口見解 利用者の安全確保は施設管理者として最重要課題です。例えば、最低でも年1回、火災避難訓練をします。そこでの指揮を出すのは2階の総合監視盤のある事務所です。今の市の説明だったら、2階のスタッフが火災場所を総合監視盤を見て1階の総合窓口へ報告して、開催報知器・非常ベルが鳴っている場所に行って誤報か、火災発生か確認に行く指示を出す、そして、避難指示を出すこととなります。いくつも今より数多くの動作が必要になり、初動行動が遅くなります。やはり総合窓口は2階に置くべきです。